各{都道府県知事 指定都市市長 中核市市長}殿

> 厚生労働省健康·生活衛生局長 (公 印 省 略)

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針 (ガイドライン)の 一部改正について (通知)

臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)の運用に関しては、 平成9年10月8日付け健医発第1329号厚生省保健医療局長通知「臓器の 移植に関する法律の運用に関する指針(ガイドライン)の制定について」 の別紙「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)」 (以下「ガイドライン」という。)を定めているところです。

今般、ガイドラインの一部を別紙 新旧対照表のとおり改正し、制定の 日から適用することとしましたので、貴管内市町村、関係医療機関及び関 係団体等に対する周知について御配慮をお願いします。

なお、別添として、改正後のガイドライン全文も併せて送付いたします ので、御活用願います。